

社会保険事業状況（平成19年5月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成19年5月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,989万4千人、法第3条第2項被保険者1万3千人、船員保険6万4千人である。前年同月と比べてみると政管健保は35万1千人（対前年同月比1.8%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同14.9%減）、船員保険は1千人（同1.6%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加傾向にある。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。

また、平成19年5月末現在の政管健保適用の事業所数は155万8千（対前年同月比2.3%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.1%減）、平成19年4月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同10.6%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

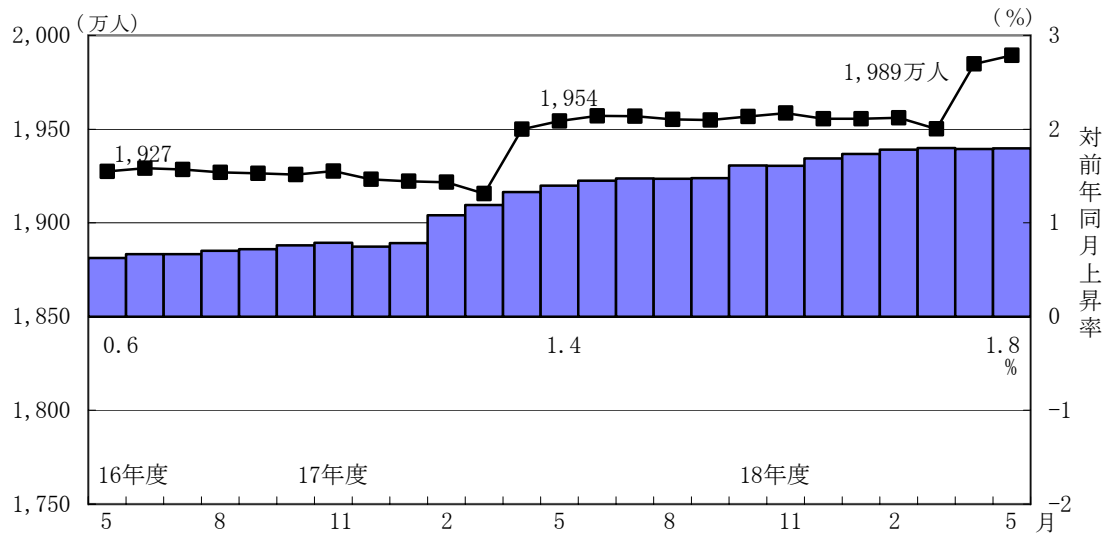


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

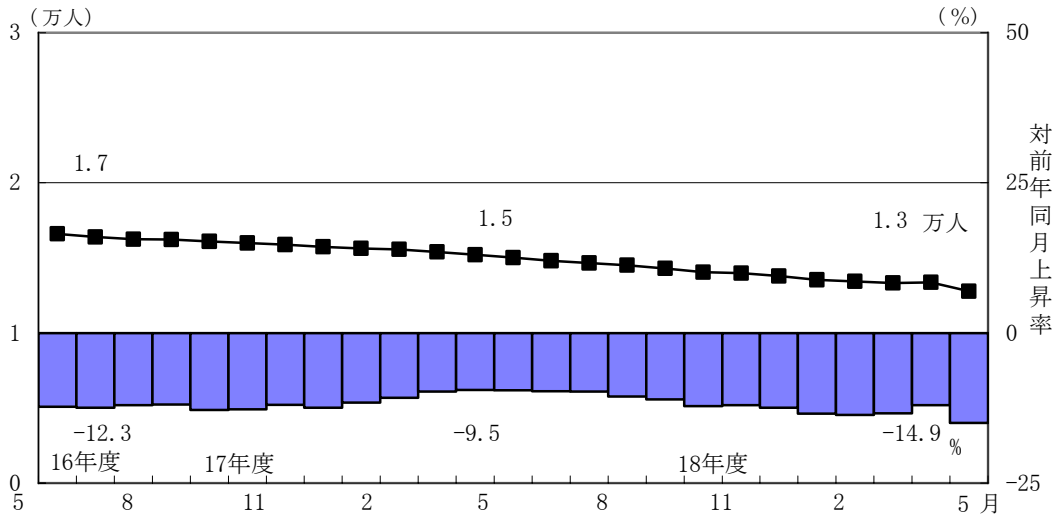
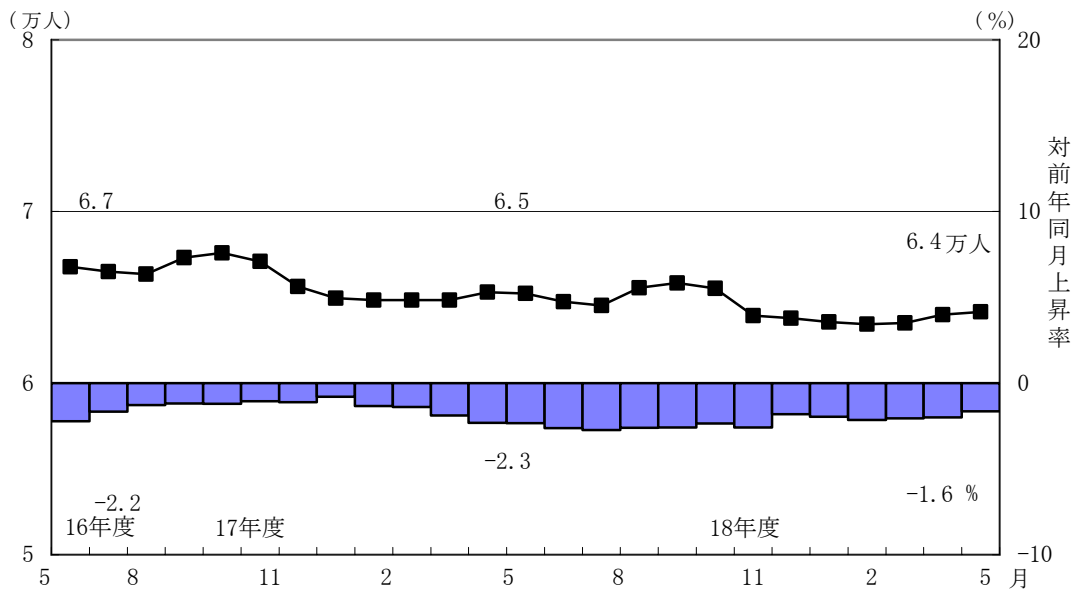


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成19年5月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万3,247円（対前年同月比0.7%増）であり、船員保険38万3,247円（同1.2%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成19年4月末の賃金日額の前平均は1万3,740円（同2.7%増）である。

平成19年5月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保2万2千か所、法第3条第2項被保険者2か所、船員保険の船舶所有者数33か所となっている。被保険者数は、政管健保34万3千人、法第3条第2項被保険者42人、船員保険445人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保26万1千円、法第3条第2項被保険者15万6千円、船員保険26万5千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成19年5月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,297万9千人（対前年同月比1.1%増）、法第3条第2項被保険者1万1千人（同17.5%減）、船員保険7万1千人（同3.4%減）である。

平成19年5月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万6,045円（対前年同月比0.6%増）、船員保険41万0,272円（同1.7%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成19年4月末の賃金日額平均は1万3,862円（同2.0%増）である。

(2) 給付状況

平成19年5月の保険給付費は、政管健保3,555億4千万円（対前年同月比5.8%増）、法第3条第2項被保険者分3億7千万円（同28.3%増）、船員保険21億2千万円（同0.4%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同3.7%増）、法第3条第2項被保険者3万円（同50.6%増）、船員保険3万3千円（同1.1%増）である。

(3) 診療費の状況

平成19年5月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は、政管健保3,429億8千万円（対前年同月比2.5%増）、法第3条第2項被保険者分2億2千万円（同8.9%減）、船員保険17億8千万円（同1.9%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成19年5月)

	実数			対前年同月増加率(%)		
	件数	日数	診療費	件数	日数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	21,548	39,977	34,298	1.7	△ 0.4	2.5
法第3条第2項	11	35	22	△ 13.1	16.5	△ 8.9
組合健保	17,940	31,486	25,452	2.0	△ 0.4	2.5
船員保険	92	188	178	△ 2.4	△ 4.8	△ 1.9
共済組合	5,535	9,656	7,745	△ 1.1	△ 3.3	△ 1.0
小計	45,125	81,343	67,696	1.4	△ 0.8	2.1
国保	32,104	71,716	71,798	3.9	2.1	6.0
老人保健	20,615	63,477	77,288	△ 3.5	△ 4.7	△ 1.0
合計	97,844	216,535	216,783	1.1	△ 1.0	2.2

- (注) 1. 各制度とも審査支払機関からの報告による概数である。
 2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。
 3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成19年5月末現在の被保険者数1,989万4千人のうち、男子の被保険者数は1,238万人（対前年同月比1.5%増）、女子は751万4千人（同2.3%増）である。また、任意適用被保険者数は21万5千人（同57.4%減）で全体の1.1%である。

平成19年5月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万4,307円（対前年同月比1%増）、女子が21万5,594円（同0.4%増）で、女子は男子の66.5%となっている。

平成19年5月末現在の被扶養者数は1,632万人で、扶養率は0.820である。

(2) 給付状況

平成19年5月の保険給付費は、3,555億4千万円（対前年同月比5.8%増）となっており、うち、医療給付費は3,249億8千万円（同5.4%増）で保険給付費の91.4%を占めている。また、傷病手当金は124億7千万円で保険給付費の3.5%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年5月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は9,114円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は9,864円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,892円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が558.80、被扶養者が664.76、高齢受給者が1,438.04であり、1件当たり日数は、被保険者が1.82日、被扶養者が1.85日、高齢受給者が2.32日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,945円、被扶養者が8,015円、高齢受給者が10,179円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I - 4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院:老人保健、高齢受給者を除く)

(%)

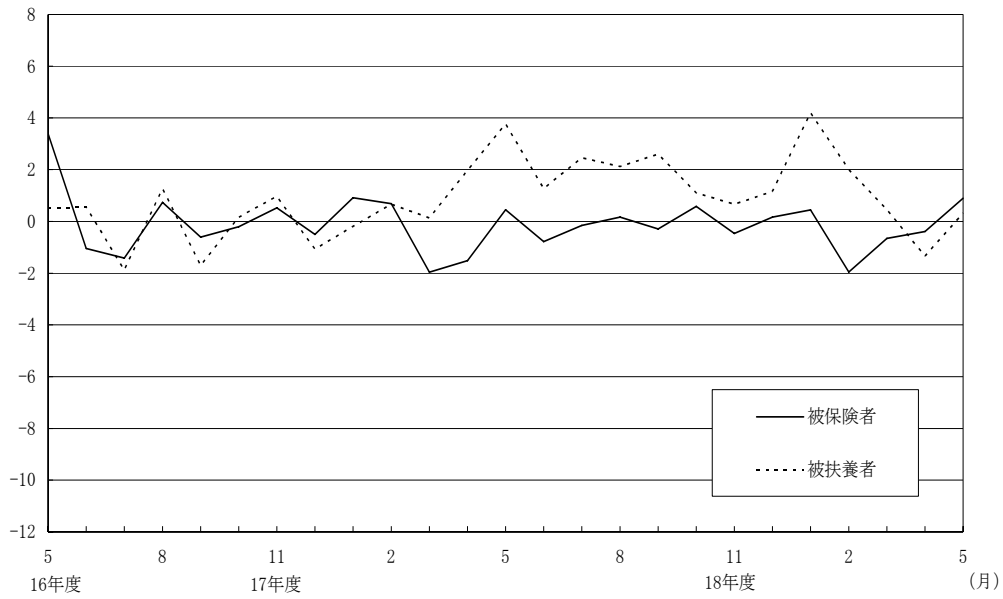
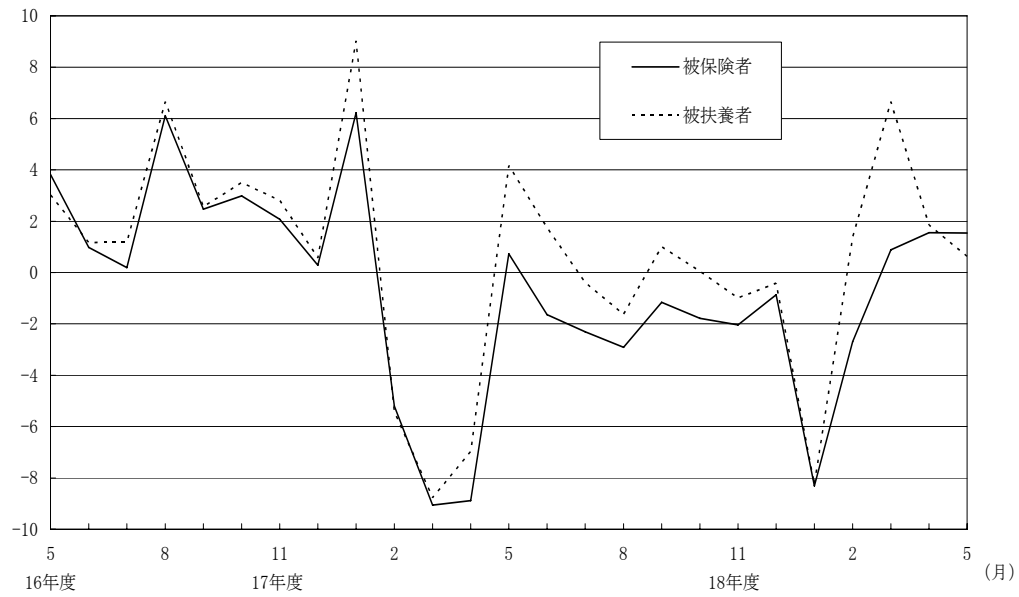


図 I - 5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院外:老人保健、高齢受給者を除く)

(%)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成19年5月末現在の被保険者数1万3千人のうち男子は1万人（対前年同月比12.1%減）、女子は3千人（同23.7%減）である。

平成19年5月末現在の被扶養者数は9千人で、扶養率は0.711である。

(2) 給付状況

平成19年5月の保険給付費は、3億7千万円（対前年同月比28.3%増）となっており、うち、医療給付費は2億1千万円（同7.6%減）で保険給付費の55.8%を占めている。また、傷病手当金は1億6千万円で、保険給付費の43.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年5月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は11,618円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は6,974円、高齢受給者の1人当たり診療費は22,423円となっている。これを三要素に分解すると、受診率(千人当たり件数)は、被保険者が542.71、被扶養者が394.03、高齢受給者が945.76であり、1件当たり日数は、被保険者が4.06日、被扶養者が2.08日、高齢受給者が2.71日であり、1日当たり診療費は、被保険者が5,276円、被扶養者が8,500円、高齢受給者が8,757円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成19年5月末現在の被保険者数6万4千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.2%減）、漁船（い）が1千人（同0.2%増）、漁船（ろ）が1万9千人（同3.3%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同9.5%減）である。

平成19年5月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万1,404円（対前年同月比0.5%増）、漁船（い）が37万6,149円（同0.9%減）、漁船（ろ）が33万3,962円（同3.0%増）である。平成19年5月末現在の被扶養者数は9万7千人で、扶養率は1.516である。

(2) 給付状況

平成19年5月の保険給付費は、21億2千万円（対前年同月比0.4%減）となっており、うち、医療給付費は17億5千万円（同0.8%減）で、保険給付費の82.9%を占めている。また、傷病手当金は2億8千万円で、保険給付費の13.2%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年5月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は11,928円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は10,879円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,530円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が517.75、被扶養者が645.02、高齢受給者が1,357.93であり、1件当たり日数は、被保険者が2.14日、被扶養者が1.94日、高齢受給者が2.56日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,789円、被扶養者が8,679円、高齢受給者が9,357円である。